改める。

別表第三第二十三号中「七十万枚」を「百万枚」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十二月十一日

財務大臣　藤井　裕久
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百八十四号

農地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

農地法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年十二月十五日とする。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口一博
財務大臣　藤井　裕久
農林水産大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司

素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、青色、茶色及び緑色